

(平成24年10月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

栃木厚生年金 事案 1887

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、平成5年4月から7年9月までの期間は41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年4月1日から7年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間については、標準報酬月額が当時の給料に比べて大幅に低い金額となっている。当時、給料が下がったことは無かったので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円と記録されていたところ、平成7年3月30日付けで、5年4月1日に遡って12万6,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録により、A社は、申立人を除く14人の従業員の標準報酬月額についても、平成7年3月30日付けで減額遡及訂正処理を行っていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、申立人は当該事業所の役員ではなかったことが確認できる上、複数の同僚は「申立人は、B業務についていた。」と証言している。

加えて、当該事業所の代表者及び役員と連絡が取れないため上記の標準報酬月額に係る減額遡及訂正処理について確認することはできないが、複数の同僚は、「申立期間当時、会社の経営状況は悪く、給料の遅配も続いた。」と証言している上、当該同僚の申立期間に係る給料明細書によると、訂正前の標準報酬月額に見合った厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年3月30日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考え難く、申立人について5年4月1日に遡

って標準報酬月額が減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の同年4月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届出たとおり、41万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年12月21日から47年1月1日までの間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を同年1月1日に訂正し、46年12月の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月21日から47年1月5日まで

A社には、昭和46年4月から48年4月まで、途中退職することもなく継続して勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の退職届及び当時の総務部長の証言により、申立人は、申立期間のうち昭和46年12月21日から同年12月31日までの期間について、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和46年12月の標準報酬月額については、同年11月のオンライン記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、この他に確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月1日から同年1月5日までの期間については、関連資料が無いことから、当該事業所に継続して勤務していた事実を確認することができない。

このほか、当該期間に係る申立人の勤務実態を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人に係る当該期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 25 日から 45 年 12 月 19 日まで
A 社に勤めていた期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 2 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情なども含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月3日まで
ねんきん定期便によると、A社における申立期間の標準報酬月額は32万円と記録されているが、平成7年10月以降、給与に大きな変動は無かったので、当該期間の標準報酬月額は47万円となるはずである。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち平成7年10月以降は、給与に大きな変動は無かったため、申立期間の標準報酬月額については、従前の標準報酬月額である47万円であると主張している。

しかし、B市の賦課資料によると、平成9年分の給与収入は8年分の給与収入に比べて100万円近く減少しており、給与額に大きな変動があったものと推認される。

また、申立人の給与振込口座に係る流動性預金取引明細表によると、当該事業所からの振込額は平成8年10月以降、同年9月までに比べて概ね10万円以上減小していることが確認できる上、当該振込額からすると、給与支給額は申立人の主張する47万円を大きく下回り、オンライン記録の32万円に近い月が多いことが推認される。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。